東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)新旧対照表(抄)

別記第一号様式から第四号様式まで(現行のとおり) 別記	第十六条から第三十五条まで (現行のとおり) 第十·2から5まで (現行のとおり) 2か・	設立された法人をいう。以下「公社」という。)に委託する。三十七年五月十四日に財団法人東京都環境整備事業協会という名称で「公社」は、第十七条の場合を除くほか、財団法人東京都環境整備公社(昭和)は、第-第十五条 条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収について第十五条(広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託)(広域的1	第五条から第十四条の二まで (現行のとおり) 第五:	「一年では、「は行のとおり」である。 「は行のとおり」では、次に掲げるとおりと第四条第四条(条例第十四条第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりと第四条(特定排出事業者)	第一条から第三条まで (現行のとおり) 第一条	目次 (現行のとおり) 目次	改 正 案	
別記第一号様式から第四号様式まで(略)	第十六条から第三十五条まで (略)2から5まで (略)	「公社」という。)に委託する。(以、第十七条の場合を除くほか、財団法人東京都環境整備公社(以下第十五条)条例第二十一条第一項の規定による手数料の徴収について(広域的に処理する産業廃棄物の処理に関する手数料の徴収の委託)	第五条から第十四条の二まで((略)	二から四まで (略) 建設業を営んでいる者であって資本金が三億円を超えるもの 建設業を営んでいる者であって資本金が三億円を超えるもの 日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)にいうする。	第一条から第三条まで (略)	(略)	現行	

第	5号様式(第15条関係)					
		産業廃す	便物 処理 料 領 収	票証		
	年月日 ・	•	曜日	時 刻	:	
	ゲート	整理番号			係 員	
	搬入者				•	
	車両番号					
	総重量				,	kg
	車両重量				,	kg
	処理量				,	kg
	単 価					円
	廃 棄 物		領収金額			円
			<u>名 称</u>			

代表者 職・氏名

(FI)

第5号様式(第15条関係)

産業廃棄物処理票 兼 手 数 料 領 収 証 年月日 曜日 時 刻 ゲート 整理番号 係 員 搬入者 車両番号 総重量 kg 車両重量 kg 処 理 量 kg 単 価 円 廃棄物 領収金額 円 財団 東京都環境整備公社 法人 代表者 職・氏名

寸法
 縦8.9センチメートル
 横7.6センチメートル)

別記第七号様式から第二十六号様式まで (現行のとおり) 別記第七号様式から第二十六号様式まで (略)

					計	算		書			/ -	_
				年	度	会	計		舟		年 会	月 計
款	使,	用 料	及	手 数	料	I	Ę	手		数		料
目	環	境	手	数	料	Ĩ	ñ	廃	棄	物	処	理
X	分				手		光文		*			
	付 金 額	Ŧ		百	+		万	千		百	+	
内	訳		-	-		_	-	T -				
	留め置	き金	千	百	+	万	千	百	+	円		
	月 収 納	日分 金										П
		日分金										П
	月 収 納	日分 金										П
	月 過誤納遠	日 還付金										
	留め置	き金										
	差引納	付 金										
	上記のとお	り報告	します			名 7	<u>称</u>					
						発行	者	哉・氏名	3			F

寸法 (縦 1 8 センチメートル) 横 9 センチメートル)

第6号様式(第15条関係) 発行番号 _ 年 度 会計 般 款 使 用 料 及 手 数 料 料 項 目 環 境 数 料 節 物 X 分 料 円 万 百 百 納付金額 百 万 百 円 留め置き金 月 日分 収 納 金 月 日分収納 金 П 月 日分収納 金 П 月 日 過誤納還付金 留め置き金 差引納付金 上記のとおり報告します。 財団法人 東京都環境整備公社 発行者 職・氏名 (EII) 備考 1 首標金額は訂正しないこと。 2 本書は、納付書の裏面を使用して記入することができる。

寸法 (縦18センチメートル) 横 9センチメートル)

